その理由は、「寛政巡見上使一件」によると、

数年通路これなき儀にて、此度取繕い候は、新規同然の儀にて御座候。以前の通取繕い、馬・駕差し支えこれなき様にいたし候得ば、田畠にも少々宛の障（さわり）も出来、就中（しゅったい）三ケ所臨時の掛橋も御座候て、余計の人遣いに相成候（なかんずく）。

というものである。

また、同史料に、

一、京都郡の内、行司（事）村より同郡久保村迄の間、田舎道にて御座候事。

とある。つまり、この「篠原街道」は、常日ごろは人通りが少なく、荒れてしまい、道路整備をするとすれば、新規同然の道普請となり、馬や駕籠が差し支えなく通れるようにするには、田畠を削らなければならない。巡見使一行が通るとなると、臨時の橋を三か所架けねばならず、余計な人的動員が必要になってくる、というのである。

しかし、幕府巡見上使（正使）池田雅次郎政貞は、この藩の申し出を、きっぱり断った。そして、結局、宝暦十年と同じコース（篠原街道）を通れるように、藩は道普請と三か所の仮橋架けを行った。

三　公称街道名と人馬賃銭

公称街道名

天保二年（一八三一）、幕府は、諸大名に対して、「郷帳」を作成して幕府勘定所へ提出するように指示し、同五年（一八三四）十二月には、「天保郷帳」を完成させた。そして、翌六年（一八三五）十二月二十二日、諸大名に国絵図の作成を命じた（「本丸廻状留」）。正保、元禄の場合は、諸大名に、国絵図を実際に作成して提出させたが、「天保国絵図」の場合は、幕府が、元禄図を短冊型に何葉分かに切断し、淡彩で薄紙の写しにして諸藩に渡し、元禄図と変わっている部分だけを紙に書いて添付し、訂正して提出させた。幕府は、これをもとにして自ら国絵図に仕上げた。このようにして、天保九年（一八三八）五月には、「天保国絵図」がほぼ完成した。

この天保図の作成過程で、同七年（一八三六）八月二十三日、幕府勘定所は、在府の大名諸家留守居役を招集し、領内の五街道、脇往還筋の人馬継ぎ立て・宿駅・人馬賃銭などを調べ、雛型に沿って、書付を提出するように指示した。

六角文書群（九州大学文化史研究施設所蔵）の中に、次のような「脇往還筋書附」がある。多少長文になるが、近世の交通史料としては貴重なものであり、全国各地の脇往還が、公称で何と呼ばれたか、その実態を幕府レベルで調査した雛型であるので、次に紹介しておこう。

本紙美濃紙

何の誰領分

脇往還筋書附

何の誰家来

何　の　誰

何　往　還　何國より何國何えの道筋

何の誰領分

何國何郡

宿

一、何　町　類

村

何　宿え　何里何丁　本　馬　賃銭何文

何割増にて　割増賃銭何文

同　断　同　断　同　断

同　断　同　断　同　断　同

軽　尻　同　断　同　断　人　足　同　断　同　断

同　断　同　断　同　断

同　断　人　足　同　断

同　断　同　断

但、助郷村これなく候はば、其段認め、諸家通行の節、何人・何疋にても残らず、其所定賃銭にて継ぎ立て来たり候はば、右仕来の趣認め、割増これなく候はば、其旨認め申すべく候事。

右の外、何の誰領分の内、人馬継ぎ立て候場所御座なく候。以上

何の誰家来

何　年　何　月　　何　の　誰　印

追　啓

一、先月廿三日、大手後、御勘定所え御留守居御呼びの上、御領分の内、五街道の外、脇往還筋人馬継立・宿駅・村・町等別紙雛形の通り取調子、御勘定所へ差し出すべき旨仰せ渡され候の段申出候。この段御席を以、仰せ上げられ、御取調子成られ、重て仰せ越さるべく候。則御渡に相成候雛方(形)差し進らせ申し候。已上。

九月二日

嶋村十左衛門

原　三左衛門様

何ケ宿にても一宿毎々右の振合認め、継立、道筋の山坂・峠等これあり候はば、其旨認め、渡船・川越等の場所これあり候はば、右賃銭も認め申すべく候事。

右宿方高何程、一日宿勤人足何人、馬何疋の定め、助郷村何ケ村、合高何程、諸家通行の節、何人、何疋迄は其所定の賃銭にて継ぎ立て、其餘は相對の賃銭請取来たり申候。

別紙の雛形・帳面・御来紙共御渡に相成候由にて申し参り候に付、則写差し廻し候。左様相心得らるべく候。已上。

十月三日　　小　出　段　蔵

往来と往還

「長井手永大庄屋日記」の天保七年（一八三六）十二月二十九日の条には、幕府の「脇往還筋書附」の雛型に沿って作成された次のような記録がある。こ

の記録に散見する「筑前秋月往来」と「筑前秋月往還」は、勝山町域を通る道ではないが、香春町から七曲峠を越えて勝山町域を通過し、椎田町へ通ずる「香春―椎田道」が、天生田で「筑前秋月往来・往還」に交わるので、これも、多少長文ではあるが、貴重な報告であるので、次に全文を紹介しておこう。

筑前秋月往来

一、豊前の国仲津郡山鹿の駅より同国築城郡椎田の駅へ三里三拾壱丁

一、本馬賃銭百弐拾四文

但、壱里三拾弐文

一、軽尻賃銭九拾三文

但、壱里弐拾四文

一、人足賃銭六拾弐文

但、壱里拾六文

右は公義御用、御大名様方御通路の節、山鹿の駅より椎田駅え継ぎ立て候賃銭、割増御座なく候。御定通りに継ぎ来たり候。

一、本馬賃銭百八拾四文　内百弐拾四文　御定賃銭

同六拾文　川越増賃銭

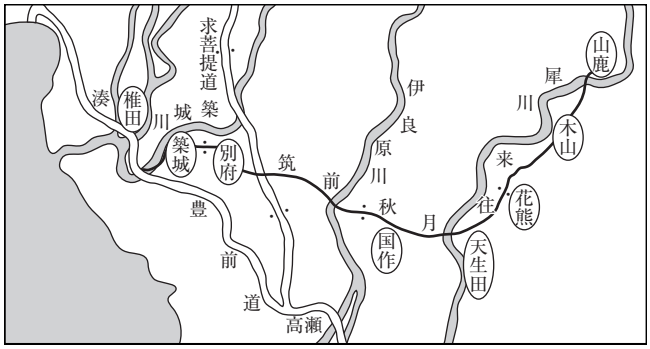

図５―14　筑前秋月往来（椎田駅－築城－別府－国作－天生田－花熊－木山－山鹿駅ルート）

一、軽尻賃銭百四拾四文

内九拾三文　御定賃銭

同五拾壱文　川越増賃銭

一、人足賃銭百八文

内六拾弐文　御定賃銭

同四拾六文　川越増賃銭

〆

右は御家中立御通路人馬賃銭山鹿駅より椎田駅迄継ぎ立て申し候。

一、助郷村等は御座なく、都て村所にて相勤め来たり候。

但、山鹿より椎田迄の内、川瀬四渡御座候。

右の通仲津郡山鹿駅より築城郡椎田の駅迄の里数・賃銭・川越等相調子、書付差し上げ申し候。已上。

申（天保七年）

十二月

山鹿駅庄屋

権次郎

右の通書付差し出し候間、則差上申候。已上。

小出段蔵様　長井覚七

この書付は、山鹿駅庄屋権次郎より長井手永大庄屋長井覚七を経て、筋奉行小出段蔵へ報告されたものである。そして、領内より報告された内容が、藩でまとめられて、幕府勘定所へ報告されたのである。

いわゆる「秋月道」のうち、椎田駅―築城―別府―国作―天生田―花熊―木山―山鹿駅のルートは、公称として「筑前秋月

往来」と呼ばれていたことになる。図5―14は、このルートの概略図である。

前述の「長井手永大庄屋日記」の十二月二十九日の条の後半には、次のような記述が続いている。

筑前秋月往還　豊前山鹿より油須原えの道筋

一、豊前の国仲津郡山鹿駅より同国田川郡油須原の駅え弐里

一、本馬賃銭六拾四文

　但、壱里三拾弐文

一、軽尻賃銭四拾八文

　但、壱里弐拾四文

一、人足賃銭三拾弐文

　但、壱里拾六文

右は公義御用、御大名様方御通りの節、山鹿より油須原えの継ぎ立て候賃銭、割増御座なく候。御定通りに継ぎ来たり候。

一、本馬賃銭九拾五文

　内六拾四文　御定賃銭

　同三拾壱文　山越増賃銭

　　但、石坂峠増賃銭分

一、軽尻賃銭七拾四文

　内四拾八文　御定賃銭

　同弐拾六文　山越増賃銭

　　但、石坂峠右同断

一、人足賃銭五拾六文

　内三拾弐文　御定賃銭

　同弐拾四文　山越増賃銭

　　但、石坂峠右同断

右は御家中立御通路人馬賃銭山鹿より油須原迄継ぎ立て申し候。

一、宿方高弐百石引ル、一日宿勤人馬何程と定り、并助郷村等もなく、都て村所にて相勤め来たり申し候。

　但、山鹿より油須原迄の内、才川一ト渡り御座候得共、この増賃は御座なく候。

右の通仲津郡山鹿駅より田川郡油須原駅迄の里数・賃銭・峠・川越等相調子、書付差し上げ申し候。已上。

申（天保七年）十二月　　山鹿駅庄屋　権次郎

右の通書付差し出し申し候間、則差し上げ申し候。已上。

小出段蔵様　　長井覚七

「秋月道」のうち、山鹿駅より崎山を経て、石坂峠を越え、田川郡の油須原駅までの二里（約八キロ）の行程は、公称として「筑前秋月往還」と呼ばれたのである。図5―15は、そのルートの概略図である。

このように、「往来」と「往還」という言葉を使い分けて街道の区間表示をしていたのである。

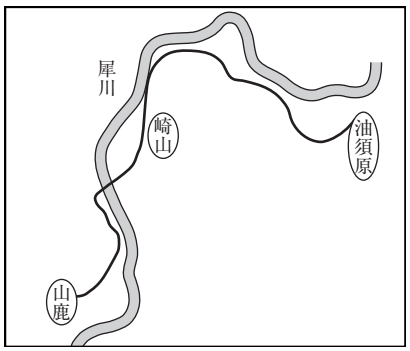

図５―15　筑前秋月往還
（山鹿駅－崎山－油須原駅ルート）

人馬賃銭

五街道（東海道・中山道・日光街道・甲州街道・奥州街道）や脇往還の宿駅には、逓送用の人馬が常備され、人びとの往来や物資の搬送に労力を提供するとともに、それに必要な経費を人馬賃銭として徴収した。

幕府は、五街道の人馬賃銭について一定の基準を定めたが、これは脇街道の宿駅にも準用された。例えば、東海道宿駅の人馬賃銭をA級とした場合、九州では、幕府領がB級、譜代藩領がC級、外様藩領がD級と格付けされ、同じ一里の往来にも賃銭の格差があった。

これを「豊前道」に適用すると、宝暦年間（一七五一～六四）の本馬賃銭（荷物一駄分で目方四〇貫＝一五〇キログラムまでを運ぶ値段）は、A級（東海道など）―六〇文に対して、B級（幕府領の四日市・別府・浜脇など）―四一文、C級（譜代藩の小倉領・中津領）―三二文、D級（外様藩の日出領、島原藩飛び地）―二四文であった。

天保七年（一八三六）の「長井手永大庄屋日記」に、山鹿駅庄屋権次郎が筑前秋月往来と筑前秋月往還における人馬賃銭について報告した「脇往還筋書附」が記録されている。その史料の一部は、すでに紹介したが、全体の概要を次に個条書きにしておこう。

(1) 公用御用・諸大名の定賃銭は、人足一人につき一里（約四キロメートル）一六文、本馬は三二文、軽尻は二四文の割合である。

(2) 家中の定賃銭は、公儀御用・諸大名と同一であるが、川越え・山越えの場合は増賃を徴収した。

(3) 筑前秋月往来（椎田駅―国作―天生田―山鹿駅）には、「川瀬四渡」（築城川二渡、伊良原川一渡、犀川一渡）の川越えがあり、人足一人につき一里一二文、本馬は一五・五文、軽尻は一三文の増賃を徴収した。

(4) 筑前秋月往還（山鹿駅―崎山―石坂峠―油須原駅）には、「川瀬一渡」（犀川一渡）の川越えがあるが、増賃は徴収しない。しかし、山越え（石坂峠）は、人足一人につき一里一二文、本馬は一五・五文、軽尻は一三文の増賃を徴収した。

表５―28は、筑前秋月往来と筑前秋月往還の、それぞれの区間における人馬賃銭を表にしたものである。

このように「秋月道」のうち、小倉領内の人馬賃銭は、「豊前道」のそれと同様に、本馬賃銭はC級（譜代藩領域の賃銭）―三二文であった。

表5―28　「秋月道」のうち、小倉領内の人馬賃銭　天保7年（1836）

番号			1	2
街道名			筑前秋月往来	筑前秋月往還
宿駅名			椎田――山鹿	山鹿――油須原
区間距離			3里31丁	2里00丁
人馬賃銭	諸大名公儀御用	本駄賃	124文	64文
		軽尻	93文	48文
		人足賃	62文	32文
	御家中	本駄賃	184文（124＋60）	95文（64＋31）
		軽尻	144文（93＋51）	74文（48＋26）
		人足賃	108文（62＋46）	56文（32＋24）

人馬賃銭の増賃のうち、番号1は川越え増、2は山越え増（石坂峠）の賃銭。出典は「長井手永大庄屋日記」

表5―29は、北部九州の天領と諸藩の本馬賃銭の推移を示したものである。

宝暦年間（一七五一～六四）まで、将軍との親疎の別で、領域内通過の本馬賃銭の格差が整然と体系化されていたが、明和元年（一七六四）の人馬賃銭の改正以降、その体系が崩壊し、外様藩領の本馬賃銭がD級からC級へ値上げされた。

明和元年（一七六四）の改正により、筑前六宿（原田・山家・内野・飯塚・木屋瀬・黒崎）間と、筑前六宿から筑前二一宿（二日市・宰府・甘木・志波・久喜宮・若松・芦屋・赤間・畝町・青柳・箱崎・博多・福岡・姪浜・今宿・前原・大隈・小石原・金出（かないで）・金武・飯塚）間の人馬賃銭が、一里（約四キロ）につき本馬は二四文から四一文に、軽尻は一六文から二七文に、人足は一二文から二一文に、それぞれ値上げされた。

表5―29　北部九州の天領・諸藩の本馬賃銭の推移　（単位・文）

級	親疎の別	天領・藩名	宝暦年間(1751~63)	明和元(1764)	明和2(1765)	天明3(1783)	寛政元(1789)	文化年間(1804~18)	天保7(1836)	安政3(1856)	文久元(1861)	元治元(1864)	慶応4(1868)
A		（東海道）	60										
B	天領	日田	41										
C	譜代	中津藩	32										
		小倉藩	32					32					
		唐津藩	32				33						
D	外様	福岡藩	24	6宿41 21宿32								6宿53	6宿319
		秋月藩	24		3宿32								
		佐賀藩	24			18宿41 15宿32							
		久留米藩	24				33				32		
		柳川藩	24							32			

「長井手永大庄屋日記」（天保7年）・「木下初太郎日記」（安政3年）・「人馬賃銭帳」（文久元年）・『北・九州』（箭内健次編）・『長崎街道』（福岡県文化財調査報告書第184集）などにより作成

他の筑前二一宿間と、二一宿から筑前六宿間が、一里につき本馬は二四文から三二文に、軽尻は一六文から二一文に、人足は一二文から一六文に、それぞれ増額されたのである。

この明和元年の人馬賃銭改正以降、約一〇〇年間も据え置かれたため、幕末の物価高騰や非常・臨時の公用通行の増大は、

宿駅や助郷村の負担を苛酷なものにした。

元治元年（一八六四）九月、ようやく元賃銭の三割増と改正され、筑前六宿の本馬賃銭は四一文から五三文に、軽尻が二一文から三六文に、人足が二一文から二七文になった。翌慶応元年（一八六五）からは、更に三割増となり、本馬が六九文、軽尻が四七文、人足が三五文となった。同四年（一八六八）には、一里当たりの御定賃銭は、本馬三一九文、半馬二三八文、軽尻一四三文、人足一六一文となり、激しく上昇した。しかし、米価・物価も激しく高騰し、幕末の世相とともに人々の生活は不安定であったのである。

四　勝山町域へ通じる近隣の道

小倉道と石坂越彦山道　行橋市天生田の交差点隅に立っている石の道標に、天生田より北は「小倉道」、南は「石坂越彦山道」とあるように、天生田はクロスロード（十字路）として、交通上、重要な地点であった（図5―16参照）。

ここでいう「小倉道」とは、天生田より、犀川に沿って北進し、流末を経て大橋へ至るルートのことである。したがって、「小倉道」というよりも、むしろ、「大橋道」というべきところであるが、当時の人びとの感覚としては、城下町小倉へ通じる道という意識が強かったのであろう。

大橋は、「豊前道」（小倉―曽根―苅田―行事―大橋―椎田―松江―宇島―三毛門―中津）と「小倉道」（天生田―流末―大橋）がT字形に交差する街であり、馬継ぎはなかったが、小倉藩の「間（あい）の宿」一二の一宿であり、仲津郡の年貢の一部をいったん収納する「大橋御蔵所」（郷蔵）があり、「節丸手永宿」、「長井手永宿」、「国作手永大庄屋役宅」などもあって、交通上、流通上、重要な拠点であった。

大橋には「御蔵所」のほかに「大橋御茶屋」があった（図5―16参照）。現在の行橋市中央公民館とその周辺が、御茶屋の跡で、この付近はいまも「御茶屋脇」・「御茶屋下」という地名（小字名）が残っている。

小倉藩内の御茶屋は、企救郡の城野・今村・呼野・湯川・田の浦新開、田川郡の香春町・猪膝町・添田町・金田、京都郡の行事町、仲津郡の大橋村、築城郡の椎田町に、それぞれ設けられていた。企救郡のうち、小倉城下付近の御茶屋は遊場の設備として使用され、城下より遠隔の地に設けられたものは、幕府巡見使の領内巡察や藩主の廻郡のとき、休息・昼食又は宿泊所として使用された。

大橋の御茶屋は、武術の練習や相撲などができるように敷地はかなり広く、明治四年（一八七一）には大橋洋学校の学館として地域文化に貢献した（『行橋市史』参照）。

一方、天生田より南は、「石坂越彦山道」と呼ばれている。この道は、天生田―花熊―木山―山鹿駅―崎山を経て、石坂峠